

## 旅行業者営業保証金の弁済について

### 1 権利の発生【旅行業法第17条第1項】

旅行業協会の保証社員（正会員）ではない旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有します。

### 2 費用負担【営業保証金規則第11条第2項】

公示の費用その他の営業保証金の還付の手續に必要な費用は、還付の手續によって払渡しを受ける金額に応じ、当該金額を限度して、当該払渡しを受ける者の負担となります。

### 3 弁済までの流れ【営業保証金規則第2条から第4条まで】

(1)	申立人（旅行者） ⇒ 千葉県知事（県担当課） ----- <u>申立書に権利を有することを証する書面</u> を添付して提出（郵送可）
(2)	千葉県知事 ----- 申立てを理由があると認めるときは、60日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手續から除斥されるべきことを公示
(3)	千葉県知事 ⇒ 申立人及び被申立旅行業者 ----- (2)の公示をした旨を通知
(4)	申出人（申立人以外の旅行者） ⇒ 千葉県知事（県担当課） ----- <u>申出書に権利を有することを証する書面</u> を添付して提出（郵送可）
(5)	千葉県知事 ----- 一定の期間が経過した後、意見聴取会の期日及び場所並びに <u>仮配当表</u> を公示
(6)	千葉県知事 ⇒ 被申立旅行業者 ----- (5)の公示をした旨を通知
(7)	千葉県知事 ⇒ 申立人、申出人及び被申立旅行業者 ----- 意見聴取会に係る事項を通知
(8)	千葉県知事、申立人、申出人及び被申立旅行業者 ----- 意見聴取会を開催（病気その他のやむを得ない理由により出席することができないときは、署名押印した <u>口述書</u> を提出（県担当課に郵送可）して、陳述に代えることができます。）
(9)	千葉県知事 ----- 意見聴取会に係る <u>調書</u> を作成（申立人、申出人及び被申立旅行業者は、当該 <u>調書</u> を閲覧することができます。）

(10)	千葉県知事 ----- 配当表を公示
(11)	千葉県知事 ⇒ 被申立旅行者 ----- (10) の公示をした旨を通知
(12)	千葉県知事 ⇒ 供託所 ----- (10) の公示をした日から80日を経過した後、支払委託書を送付
(13)	千葉県知事 ⇒ 配当を受けるべき者 ----- 証明書を交付
(14)	千葉県知事 ⇒ 被申立旅行者 ----- (12) 及び (13) の手続をした旨を通知
(15)	配当を受けるべき者 ⇒ 供託所 ----- 供託物払渡しを請求 (詳細は供託所にお問い合わせください。)
(16)	供託所 ⇒ 配当を受けるべき者 ----- 供託物の払渡し (営業保証金からの弁済)

なお、既に旅行者営業保証金取戻し公告がなされているときは、(4)以降の流れと同様になり、「申立人、申出人」とあるのは「申出人」と、「被申立旅行者」とあるのは「公告旅行者」と読み替えてください。(このときの申出書は、旅行者営業保証金取戻し公告がなされていないときと異なります。)

#### 4 旅行者が旅行業協会の保証社員るとき【旅行業法第48条第1項】

旅行業協会の保証社員又は当該保証社員を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、弁済業務開始日以後、その取引によって生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有します。

この権利を実行しようとする者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければなりません。

なお、この手続に係る詳細は、当該旅行業協会にお問い合わせください。